

第101号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年豊川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～23	(略)		1～23	(略)	
24	市長	豊川市遺児の育成をはかる手当条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	24	市長	豊川市遺児の育成をはかる手当条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		戸籍法（昭和22年法律第224号）による戸籍の記載事項に関する情報（以下「戸籍関係情報」という。）であつて規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			(略)
		(略)			
25	市長	愛知県遺児手当支給規	25	市長	愛知県遺児手当支給規
		(略)			障害者関係情報
		障害者関係情報			

		則による手 当の支給に 関する事務 であって規 則で定める もの	であって規則で 定めるもの <u>戸籍関係情報で あって規則で定 めるもの</u> 地方税関係情報 であって規則で 定めるもの (略)		則による手 当の支給に 関する事務 であって規 則で定める もの	であって規則で 定めるもの 地方税関係情報 であって規則で 定めるもの (略)
26～36	(略)			26～36	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市が定める個人番号を利用する事務における情報連携の範囲の拡大に伴い、当該事務で利用する特定個人情報を追加する必要があるからである。